

令和7年度第1回 公共交通機関のバリアフリー基準等に関する検討会 議事概要

日時：令和7年7月4日（金）10時～12時

場所：Web会議

（事務局：中央合同庁舎3号館3階総合政策局第1臨時局議室）

【議事概要】

（総合政策局共生社会政策課長挨拶）

（座長挨拶）

（委員からの意見概要）（○：委員、→：事務局等）

（1）「令和7年度 公共交通機関のバリアフリー基準等に関する検討会」の設置について
（事務局より資料に沿って説明）

⇒意見なし

（2）移動等円滑化整備ガイドライン改訂について（事務局より資料に沿って説明）

① ウェブサイト等における情報提供に関する改訂

- 情報にアクセスするためにどのようにすればよいかという操作に関する部分と、どのような情報が必要かというコンテンツの部分をもっと明確に分けてはどうか。
- 最初の「考え方」の部分でも主に操作に関することが書かれているので、このガイドラインでは操作とコンテンツの両方を扱うことを記載しておくとのよいのではないか。

○ワーキンググループのメンバーには視覚障害の当事者でウェブアクセシビリティについて熟知している人が含まれていたか。

→（事務局）ワーキングにはCocktailz代表の伊敷様に委員としてご参画いただいた。

○PDFのアクセシビリティ確保について本文に記載いただいたのはありがたいが、「アクセシブルなPDF」と明記してもよいのではないか。

○P. 10のアクセシビリティの3つ目で、「バリアフリー情報はテキスト情報でも提供することが望ましい」とあるが、視覚障害の観点からは、望ましいではなく標準的な整備内容以上の記載としてほしい。旅客施設内には視覚障害にとって危険な場所もあるため、しっかりとテキストでアクセスできるようにする必要がある。

○P. 11のバリアフリー情報へのアクセス性の2つ目で、「障害者のための国際シンボルマーク等の掲示」とあるが、これはAltテキストが前提になっていると考えてよいか。

○P. 11のバリアフリー情報へのアクセス性の3つ目で、「表を用いた構造化」とあるが、表が複雑になるとアクセスしにくくなる。本来はリストアップがよいと思うが、表とした意図はなにか。

○P. 11の構内図について、視覚障害のある方としては代替コンテンツは必須でないと困る。トイレの中にどのような設備があるかも重要であるが、視覚障害ではトイレの場所が明記されていないと困る。

○P. 11のその他で望ましい整備内容として「リアルタイム情報」とあるが、中でも工事情報は非常に重要である。例えばホームドアの工事中に一時的にホームの片側のみホームドアが設置されている場合があるが、どのような工事が行われているかわかっていないと転落の危険性が高まる。ホーム上に係員がいても人数が十分ではない場合も多いので、工事情報については特に標準的な整備内容以上としてほしい。

○前回の検討会でアプリについても言及してほしいという意見があった。今回の改訂ではそこまで踏み込むのは難しいということか。

○P. 13の参考5-1-1の達成基準について、「以下の表はJISを参考に国土交通省で作成したものであ

る」とあるが、オリジナルを掲載せず国土交通省で作成している理由はなにか。
→（事務局）表は従来のガイドラインでも掲載していたもので、今回新たに国土交通省で作成したわけではない。ガイドラインそのものを示していると誤解を生まないように今回の改訂で注釈を追加している。追記した経緯がわかるよう加筆する。

- 簡便に目的の情報に到達するためにはアクセス性は重要である。P.11の「バリアフリー情報へのアクセス性」ではほとんどが望ましい整備内容となっているが、一步踏み込んで標準的な整備内容としてほしい。情報量が多すぎると集中が保てず途中で断念して重要な情報にたどり着けないことがあるので、注意が必要な情報や困ったときの対応など安心して利用するための情報をわかりやすく表記してほしい。
- PDFファイルを作成した上でアクセシビリティを確保するという点は標準的な整備内容として記載している。ただしPDFはアクセシビリティ対応しきれない場合もあるため、「PDFのアクセシビリティ確保が困難な場合はアクセシブルなHTML版を提供する」と二段構えで記載している。
- 図に対して代替テキストを提供する、表をアクセシブルな形で構造化するという項目はすべてJIS X 8341-3:2016に対応することで満たすことができる。ここからどうブレイクダウンして伝えていくかは検討が必要であるが、JISに対応することで最低ラインは確保できるようになっている。
- その上で、バリアフリー情報に関しては、アクセシブル対応を行っただけでは使いにくい、伝わりにくいといった問題が発生する可能性がある。そのためバリアフリー情報についてはあらかじめわかりやすいテキスト情報を提供することが望ましい旨を追加で記載している。
- 構内図も表もアクセシブルにすることが前提だが、複雑なものにしてしまうとアクセスしづらいのはその通りなので、補足したい。
- アプリについては、P.12のその他の3つ目に望ましい整備内容として記載した上で、各OSの開発者向けのアクセシビリティ対応情報を参考として提供している。
- ガイドライン本文のみを見て対応する方もいると思うので、今ご説明いただいた趣旨が確実に伝わるよう表現を検討していただきたい。
- アプリに関しては既に視覚障害者の間に深刻な問題が多数起きているので、もう少し手厚く対応していただきたい。
- 内容がシンプルであれば表、複雑であれば文章で書下ろしがよいとのことだが、表でもよいものと書下ろしがよいものの判断がつきにくい。事例があったほうがわかりやすいのかも含めてワーキングで検討してほしい。
- すべてをこのワーキングでカバーするのは難しい。ウェブアクセシビリティ基盤委員会で一般的なウェブアクセシビリティに関する疑問点やベストプラクティスについても準備しているので、今出た話題を補完できるようにしたい。
- アプリの影響は大きく、特にここ数年はパーソナライズ化して自分が求める情報を、という方向なので最初からアプリを使うように想定されている場合が多い。アプリの対応は後でよいと思われるかもしれないと一巻の終わりである。情報提供のアクセシビリティ確保はアプリも込みで、ウェブサイトはその一部であると認識されないと、デジタル情報の取得がどんどん遅れていくのではないかと危惧している。
- バリアフリー情報をテキスト情報でも提供することについては、望ましいではなく義務としてほしい。特に工事の情報や大規模修繕でダイヤが変わるといったリアルタイム情報は必須である。工事の進め方がPDFの表で提供されていても、音声読み上げではレイアウトが崩れている場合が多い。アクセシブルPDFとはどういうものか、どの程度の表ならよいのか、どのようなコーディングがよいのか等の事例を提供してほしい。
- 障害の特性から集中力が続きにくい、疲れやすい、認知機能が低下している方等もいるため、ナビゲーションが複雑なウェブサイトでは知りたい情報にたどり着くのが難しい場合がある。また、長文や専門用語の理解が難しい場合もある。第2回の論点整理で代替テキストは80文字程度

にという対応があったかと思うが、代替テキストだけでなく全体的に誰でもわかりやすく安心できる書き方としてほしい。

- 国際シンボルマークはすべての障害者が対象となっているものだがその点が十分に認識されておらず、特に精神障害の場合、一般の方でも当事者でも理解している人は少ないと思われる。ヘルプマークの認知度は少しずつ向上しているが、利用率としては課題が残っている。ガイドラインに盛り込むかどうかは別にしても、普及啓発のインフォメーションも充実していけるよう検討してほしい。
 - P. 25の論点整理表の8つ目でバス関係の情報の取得の難しさに関する意見があり、その対応としてP. 11の構内図の項目で「やむを得ず情報が輻輳する場合には目的別の構内図やインタラクティブマップを作成することが望ましい」と記載しているとのことだが、意見の対応としては少しずれているのではないか。参考5-1-5も鉄道の事例で立体図か平面図かどのような図を選ぶかが目的となっており、どのような情報を目的として知りたいかという事例紹介にはなっていないのではないか。バスは情報の整理が特に難しいため、鉄道以外の好事例も示してほしい。
 - P. 12のその他の1つ目で、「バリアフリー情報と広告情報を区別することが望ましい」とあるが、高齢者は情報が多いと平面的に捉えてしまいがちなので、わかりやすいものを作ってほしい。
 - 鉄道は面倒、わかりにくいというイメージがあり車を使ってしまうようである。鉄道の施設がわかりやすく快適に使えるという情報が広まれば高齢者が鉄道を選択するようになるのではないか。
- ## ② 授乳室で搾乳を行うこと等に関する改訂
- P. 28の2つ目の望ましい整備内容に、車椅子使用者が利用できるベビーベッドについても記載してほしい。また、後半の設備に関する部分では、車椅子使用者でも手が届く高さ、と記載してほしい。
 - P. 28の4つ目の出入り口付近の表示については、車椅子使用者も使えることがわかる表示についても記載してほしい。6つ目のホームページやフロアマップ等での情報提供についても同様である。
 - P. 28の4つ目の出入口の表示については望ましい整備内容となっているが、表示は必須であるので標準的な整備内容とし、「また、～」以降の内容は別の項目として望ましい整備内容にしてはどうか。
 - 高橋委員と同じ意見で、表示に関しては望ましいではなく強めに記載してほしい。また、6つ目のフロアマップ等での情報提供について、実際にその場に行ってみないとどんな設備があるかわからないことが多く苦労しているという声が多い。建物の入口付近で何階にどんな設備があるかわかるとよい。
 - 2つ目で給湯設備について記載があるが、「調乳のための」という文言が入っているとよい。
 - 今回の改訂の趣旨は授乳室を搾乳で利用することであるが、現状の改訂案ではその点の協調が足りておらず、コラムとしてピクトグラムが紹介されているだけである。このピクトグラムを積極的に活用するよう強調するか、文字情報として「搾乳で利用することも可能」ということを明示するようにしないと今回の改訂の趣旨を満たさないのではないか。
 - ピクトグラム等で表示する際は、視覚障害者もわかるよう点字等を設置することと必ず記載してほしい。授乳関係の設備のサインや説明書きは文字の見やすさや点字の設置など視覚障害者への配慮が不足している場合が多いため、その点について記載してほしい。

③ トイレの環境整備に関する改訂

- P. 34の8つ目で「更なる機能分散を図る観点から一般便房に簡易型オストメイト用設備などを設置することが望ましい」とあるが、車椅子使用者でオストメイトの方は立位で使用する汚物流しは高く使うことができず、簡易型は使いやすいわけではないが高さ的にはアプローチしやすいようである。一般便房には立位で使う汚物流し、車椅子使用者用便房には簡易型のオストメイト用設備を設置するという考え方もあるのではないかな。
- P. 35の「その他の情報提供」は削除しなくてもよいのではないかな。また、車椅子使用者としては設備がどのように設置されているか写真で確認できるとよい。備えている機能についてホームページ上で文字または写真で情報提供する等と記載してはどうか
- （事務局）トイレに関する情報提供については、今回の改訂でウェブサイト等による情報提供の章で標準的な整備内容として記載したため、トイレの章では削除した。
- P. 35の小便器の5つ目で、「便所には1以上（男子用及び女子用の区別があるときはそれぞれ1以上）の幼児用小便器を設置することが望ましい」とあるが、この幼児用小便器を使うのは、性自認があり保護者の介助が必要な年齢の子供であると思われる。その場合、異性介助になることがあるため、男女共用の便所内に設置することが重要で、男子用・女子用の区別がある場合について記載する必要があるのか疑問である。
- P. 36のオストメイトの9つ目で、「大きめの鏡を設置する」とあるが、立位の状態でストマの位置が視認できる位置に鏡を設置する、と丁寧に書く必要がある。
- P. 36の洗面器の5つ目で、「洗面器の近くにベビーチェアを設置」とあるが、わざわざ近くと書く必要があるか。子どもが水道で遊んでしまうのではないかなという懸念がある。
- P. 37の乳幼児用設備の6つ目で、「衣服を着脱してトイレを利用する幼児を連れている人を考慮して着替え台を1以上設置する」とあるが、これも異性介助になる場合があるので、男子用・女子用の区別がある場合について記載する必要があるのか。
- P. 38下の平面図ではおむつ交換台がオープンな位置に設置されており、他の利用者から丸見えになってしまう。P. 41のコラムの事例写真ではパーティションを設けているが、この設置方法だと親がパーティションを背にして立つことになるので出入口からは丸見えであり、プライバシーに配慮した事例とは言えない。
- P. 41の大型ベッドの1つ目で、「折り畳み式大型ベッドまたは収納式の大型おむつ交換台を設置する」とあるが、この2つはどのような違いがあるのか。収納式というのもよくわからない。
- P. 35の「その他の情報提供」について、ウェブサイトの章に集約するとのことだが、参照先がわかるよう一文を入れた方が親切ではないか。トイレ以外の項目も同様で、ウェブサイトの章を参照することがわかるような記載があったほうがよい。
- 着替え台についてはオストメイト用設備や乳幼児用設備の項目で記載されているが、オストメイトや乳幼児以外も使う場合があるので、別の項目として記載してはどうか。
- 最近では男性用の便房にも汚物入れの設置要望があるので、望ましい整備内容のレベルでもよいので記載してはどうか。
- かつては異性介助、特に息子と母が使用できるトイレがなく非常に苦労していたが、今は新幹線や大都市圏で異性介助ができるトイレが増えている。一方で、大都市圏以外ではまだこれからあるので、共生社会を見据え、色々な人が利用するという観点で検討していく必要がある。
- 利用者側もヘルプマークをつけて異性介助の必要があることが周囲にわかるようにするといった努力が必要である。
- 異性介助をする場合は基本的に大便器を使用するので、そういった点も今後検討の余地があるのではないかな。
- P. 36で「洗面器の近くにベビーチェアを設置する」という部分は不要とのご意見があったが、なぜ不要なのか。
- （川内委員）ガイドラインにわざわざ「近くに設置」と書かなくてもよいのではないかなという意図である。洗面器のすぐ隣にベビーチェアを設置すると子どもの水遊びを誘発する可能性がある。書くのであれば子どものいたずらの懸念についても記載するべきである。
- 「近く」の捉え方が人によって少し違うようである。ベビーベッドでおむつ替えをする場合、落下の恐れがあるので絶対に離れてはいけないことになっており、おむつ替え後に手を洗いたい場

合は、一旦ベビーベッドから洗面器近くのベビーチェアに移動させてから手を洗う必要がある。
こういった経緯で追加した部分であったと思う。子どもたちのケアという視点で、また設計者に
誤解されないよう検討してほしい。

→（川内委員）現状の赤文字の表現だけでは言葉足らずなので検討が必要である。

④ JIS Z 8210（案内用図記号）の改正に伴う改訂

⇒意見なし

（３）既にご承認いただいている改定項目及び今後のスケジュールについて （事務局より資料に沿って説明）

- 今回の資料で“赤文字の部分”があることを会議に出て初めて知った。ガイドラインのどの部分が修正されたのか前回の資料と見比べる必要があった。スクリーンリーダーで読んだだけでは文字の色が赤なのか黒なのかわからない。これがまさにアクセシビリティで難しいところではないか。
- 駅や公共施設では表示されている情報が増えており、発達障害的な傾向がある自分には居づらい場所が増えている。情報提供については情報を整理する時期に来ていると思うので、今後の検討内容としてほしい。
- 今回の資料は会議の2日前に届いたが、読み込めるよう1週間前には共有してほしい。

以上